

内閣官房令、内閣府令、カジノ管理委員会規則、
デジタル庁令、総務省令、法務省令、
○外務省令、財務省令、文部科学省令、
厚生労働省令、農林水産省令、経済産業省令、第 号
国土交通省令、環境省令、原子力規制委員会規則、
防衛省令

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）の規定に基づき、並びに同法及び関係行政機関が所管する関係法令を実施するため、関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和五年 月 日

内閣総理大臣 岸田 文雄

カジノ管理委員会委員長 北村 道夫

総務大臣 鈴木 淳司

法務大臣 小泉 龍司

外務大臣 上川 陽子

財務大臣 鈴木 俊一

文部科学大臣 盛山 正仁

厚生労働大臣 武見 敬三

農林水産大臣 宮下 一郎

経済産業大臣 西村 康稔

国土交通大臣 斉藤 鉄夫

環境大臣 伊藤信太郎

原子力規制委員会委員長 山中 伸介

防衛大臣 木原 稔

関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一
部を改正する命令

関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十

六年
内閣府、総務省、法務省、
厚生労働省、財務省、文部科学省、
国土交通省、農林水産省、経済産業省、
環境省、
令第一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>(定義) 第二条 「略」</p> <p>2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>「一〇四 略」</p> <p>五 電子署名 次に掲げるものをいう。</p> <p>イ 電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名</p> <p>ロ 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名</p> <p>ハ 地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名</p> <p>「六 略」</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>(定義) 第二条 「同上」</p> <p>2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>「一〇四 同上」</p> <p>五 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。</p> <p>「新設」</p> <p>「新設」</p> <p>「新設」</p> <p>「六 同上」</p>

(電子情報処理組織による処分通知等)

第九条 行政機関等は、法第七条第一項の規定により処分通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行うときは、当該処分通知等につき規定した法令の規定において書面等に記載すべきこととされている事項を当該行政機関等の使用に係る電子計算機から入力し、当該処分通知等の情報に電子署名を行い、行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならぬ。ただし、処分通知等を受ける者が当該処分通知等を行った行政機関等を確認するための措置を行政機関等が別に定める場合は、本文に規定する措置に代えて当該措置を行わなければならない。

(電磁的記録による作成等)

第十三条 行政機関等が、法第九条第一項の規定により電磁的記録により作成等を行う場合においては、当該作成等に係る事項を当該行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調製する方法によるものとする。ただし、当該作成等は、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術(官民データ活用推進基本法(平成二十八年法律第百三号)第二条第四項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術をいう。次項において同じ。)その他

(電子情報処理組織による処分通知等)

第九条 行政機関等は、法第七条第一項の規定により処分通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行うときは、当該処分通知等につき規定した法令の規定において書面等に記載すべきこととされている事項を当該行政機関等の使用に係る電子計算機から入力し、当該処分通知等の情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該処分通知等と併せて行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならぬ。ただし、処分通知等を受ける者が当該処分通知等を行った行政機関等を確認するための措置を行政機関等が別に定める場合は、本文に規定する措置に代えて当該措置を行わなければならない。

(電磁的記録による作成等)

第十三条 行政機関等が、法第九条第一項の規定により電磁的記録により作成等を行う場合においては、当該作成等に係る事項を当該行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

<p>の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によるものとする。</p> <p>2 行政機関等が、関係行政機関の所管する法令の規定により電磁的記録により作成等を行う場合においては、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によるものとする。</p> <p>(氏名又は名称を明らかにする措置)</p> <p>第十四条 「略」</p> <p>2 法第七条第四項に規定する主務省令で定めるものは、処分通知等に係る情報に電子署名を行い、行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録すること又は第九条ただし書に規定する措置を行うことをいう。</p> <p>[3 略]</p>	<p>〔新設〕</p> <p>(氏名又は名称を明らかにする措置)</p> <p>第十四条 「同上」</p> <p>2 法第七条第四項に規定する主務省令で定めるものは、処分通知等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書に当該処分通知等に併せて行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録すること又は第九条ただし書に規定する措置を行うことをいう。</p> <p>[3 同上]</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

この命令は、公布の日から施行する。